

第2号議案

社会福祉法人花立かがやき会役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人花立かがやき会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員に対する報酬について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第5条に規定する評議員並びに**第6条2項に定める評議員選任・解任委員会の構成メンバー**更に第15条に規定する理事及び監事（以下「役員等」という。）とする。ただし、評議員並びに役員等のうち、兼業先の規程等によりこれを無報酬とする場合がある。また、法人が経営する施設の職員が理事に就任している場合は、当該理事は除く。

(支給金額等)

第3条 評議員並びに役員等に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、評議員会並びに理事会及び**園内監査、評議員選任・解任委員会**、出席1回につき1万5千円を支給する。
- (2) その他の用務で出張した場合は、社会福祉法人花立かがやき会旅費規程に定める額を支給する。

(退職慰労金)

第4条 役員等が退任するときは、慰労金の支給は行わず、1万円相当の花束のみ贈呈する。ただし、理事長に対しては在任期間に応じて10万円を上限として慰労金を支給することができる。
支給額は1万円×在任期間（1年未満は切り捨て）を目安に、評議員会で決定する。

(理事長の報酬)

第5条 理事長が、以下に示す各種行事等に来賓として出席する時は、出席1回につき、1万5千円を支給する。ICカードにより参加状況を打刻し確認する。各種行事等は次のとおりである。

「入園式」「運動会」「作品展」「生活発表会」「卒園式」「京都市監査」等

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年6月7日 一部改正

令和元年6月24日 一部改正